

第1回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成12年8月8日(火) 10:00~12:10

場 所 香川県社会福祉総合センター7F 第1中会議室

出席協議会員

南 博方(学識経験者)
岡市友利()
大川真郎(申請人らの代表者等)
中地重晴()
長坂三治()
安岐正三()
石井 亨()
田代 健(香川県の担当職員等)
横井 聰()
橋口昌道()
増井武彦()
大森利春()
中山 貢()
西川滋夫()

欠席協議会員

石田正也(申請人らの代表者等)
浜中幸三()

その他の出席者

山崎和友(申請人らの代表者等)
児島晴敏()

1 協議会の設置について

- (1) 豊島廃棄物処理協議会の設置要綱及び運営要綱を説明した。
- (2) 7月31日に学識経験者2名を委嘱したことを報告した。
- (3) 当協議会の会長及び会長代理は、豊島廃棄物等技術委員会等設置要綱の規定により、豊島廃棄物等技術委員会の審議を傍聴し、意見を述べることを説明した。

2 協議会員の紹介

学識経験者の協議会員、豊島の協議会員、県の協議会員の順に紹介があった。

3 会長及び会長代理の選出

会長に南博方協議会員、会長代理に岡市友利協議会員を選出した。

4 会長及び会長代理の挨拶

(1) 南会長挨拶（要旨）

- 会長に御選任いただき誠に光栄に存じている。同時に、使命及び責任の重大性を痛感している。
- 平成6年1月から豊島調停事件の調停委員として携わった。豊島調停の行方は片時も忘れたことはない。
- 6月6日に調停が成立し、新たな信頼関係に向けての第一歩を記すことができた。
- この協議会は調停条項に基づき設置されたものであり、欧米では例があるが、全国に例はないものである。官と民が共同して、しかも対等の立場に立って、豊島の環境再生と創造に向けてお互いの知恵を出し、実施に向けて協議をしていく方式である。
- 是非とも、協議会において、次世代に受け継がれ、喜んでもらえるような成果を挙げたい。我が国が目指している21世紀の循環型社会の形成に向けて、先駆けとなることを強く念願している。
- 協議会員の皆様の格段の御支援、御協力をお願いする。

(2) 岡市会長代理挨拶（要旨）

- 当協議会が、行政側と住民側が対等の関係に立って、忌憚のない意見を交換することで、新しい環境保全への途を開くことができると考えている。
- 外国では例があるが、日本ではまだまだ行政側と住民側が議論を進めていくという機会を持ちにくい。
- 当協議会が成立したことが、瀬戸内海の環境保全につながり、さらには世界の海洋環境保全につながると考えている。
- 次世代の方々に、問題はあったが、このように解決したと言えるように努力したい。

この後、議事に入るため、報道機関は退室した。

5 議事

(1) 協議会の運営について

① 協議会の開催場所について

- 豊島の協議会員から、次のような意見があった。
 - ・ 協議会そのものは、最終合意に基づき設置された経緯があることから、豊島の方々が傍聴しやすいように、2回に1回は豊島で開催してはどうか。
- 香川県の協議会員から、次のような意見があった。
 - ・ 原則として年2回の開催は、暫定的な環境保全措置や中間処理施設の建設などの事業の進捗状況に合わせて、会長を中心にお考えいただくことはどうか。
- 議長は、協議会員の意見を取りまとめ、次のとおり取扱うこととなった。
 - ・ 協議会は調停条項に基づくものであること、県と豊島住民は対等の関係にあることから、高松市内と豊島の交互開催とし、次回は豊島で開催する。

② 協議会の公開・非公開について

- 豊島の協議会員から、次のような意見があった。
 - ・ 事業には税金が使われること、先駆的な取り組みをしようとしていること、また、公開できるものは公開するとの方針により、原則公開としてはどうか。

- ・ 議題によっては、公開できない場合や公開が適切でない場合もあるが、協議会は当事者の会議であり、県民参加や県民への公開を担保するためには、会議の結果や資料の公開だけでなく、結論に至る過程を公開してはどうか。また、公開の方法として、報道機関に公開するだけでなく、一般傍聴を認めてはどうか。
- ・ 公開の場でも、自由な発言ができる雰囲気をつくる必要があるのではないか。双方の事前協議の段階で、例えば、報告事項と審議事項に分けて、報告事項までは報道機関に公開、審議事項は非公開とし、審議事項の中でも公開するべきではないと考えられる事項は除いて公開するなど、議題ごとに公開、非公開を決める対応としてはどうか。
- ・ 協議過程を公開することで、誤解が生じないようにするべきである。また、公開しなければ、次世代以降の歴史評価に耐えられないのではないか。

○ 香川県の協議会員から、次のような意見があった。

- ・ 協議内容に入札、契約に関する情報やまだ公開されていない情報、個人情報が含まれる可能性がある。未成熟な情報を含めて発言できる場とするためには、公務員の守秘義務との関係もあり、発言内容がかなり制約されるので、技術委員会と同様に、可能な限り、協議の結果を周知することで、実質的な情報公開は図られるのではないか。
- ・ 原則公開で、議題の内容により非公開とする方法も考えられるが、事前にどのような発言が出されるか予測できること、様々な話題が出される可能性があることから、事前に公開、非公開の部分を想定して議事を進めることは難しいのではないか。

○ 議長から、次のような意見があった。

- ・ 当協議会は、県が設置したものではなく、その中に県の職員が入っているということであり、公務員としての発言に制約があるので、忌憚のない自由闊達な意見を聞くためには、非公開もやむを得ないのではないか。
- ・ 協議会は調停の延長である。公害調停は非公開で開催していること、また、会議資料や議事録の公開、終了後の記者会見などの方法により、正しく議論されたことをお知らせすることで対応できるのではないか。
- ・ 発注、入札などの事務事業に関する情報、境界の確認についての個人情報、技術委員会で非公開により審議している事項があるが、協議会では、このような不開示情報を全て提出していただき、議論する必要がある。
- ・ 協議過程のプロセスの透明性は、大変重要であるが、傍聴を認めることにより、必ずしも透明性が確保されるとは限らないと思う。それよりは、後で議論の過程や結果を正確に公表することが大事ではないか。

○ 会長代理から、次のような意見があった。

- ・ 協議会では、率直な意見が双方から出ることを期待したいので、本来は、原則公開とするべきであるが、県職員の守秘義務との関係、また、第2の調停ということであれば、非公開もやむを得ないのではないか。

○ 議長は、協議会員の意見を取りまとめ、次のとおり取扱うこととなった。

- ・ 運営については、さらに協議会員と協議、検討したい。
- ・ 県とも協議して、運用により、できるだけ公開する方向としたい。
- ・ 協議会の公開、非公開については、その都度、運用していくということで、議長に任せていきたい。

なお、本日の協議会については、「公開、非公開を、どちらか一方に決めるというのではなく、情報公開を基本として、運用の中で適切に対応したい。本日は、冒頭部分を除いて、とりあえず非公開で進める。」ことで、会議の全面公開を要望している県政記者クラブ幹事社に回答することとなった。

③ 協議会の運営方法について

- 議長から、次のとおり提案があった。

(代理出席の取扱いについて)

- ・ 協議会員は固定メンバーであるが、事故等、何らかの支障があつて出席ができない場合は、自己の責任において代理人を選任し、協議会の出席を認めることとしたい。
- ・ 代理人を出席させる場合は、当該協議会員は、会議の2日前までに、相手方の全員の協議会員に、代理人の氏名を書面で連絡する取扱いとしたい。

(議題の提出方法について)

- ・ 議題の提出については、開催の準備もあるので、開催の10日前までに相手方に通知することとしたい。

(協議会員に異動があった場合の取扱いについて)

- ・ 協議会員に異動があった場合、特に県の職員については、あらかじめ会長に報告した上で、相手方に通知する取扱いとしたい。

(議事録について)

- ・ 庶務を担当する県において、協議会における協議の要旨を議事録として作成したい。
- ・ 議事録署名人については、会長又は会長代理と会長が指名する当事者双方の2名が確認して署名することとしたい。
- ・ 議事録は、非開示情報以外は全て開示する。

(協議会の窓口について)

- ・ 豊島側は、長坂三治氏、香川県側は廃棄物対策課資源化・処理事業推進室副主幹(兼)係長の植村明氏に担当をお願いしたい。

- この提案について、豊島の協議会員から、次のような質問、意見等があった。

(代理出席の取扱いについて)

- ・ 代理出席の場合、相手方の全員の協議会員に通知する際の連絡先はどこになるのか。
- ・ 代理出席の通知はファックスでもよいか。

(議事録について)

- ・ 議事録は、非公開部分についても作成されるのか。非公開部分について作成しないのであれば、協議の結果が残らないこととなる。重要なことについて協議をしたのであれば、全部の発言内容の一言一句を記録したものでなくても必要になる。

(協議会の開催について)

- ・ 協議会の招集方法はどのようになるのか。
- ・ 会議の開催について、1か月前には通知するということはできないか。次回の開催

については、11月又は12月に通知するということで、お願いしたい。

- また、香川県の協議会員から、次のような意見、回答があった。
(議題の提出方法について)
 - ・ 議題の提出については、正確性を期する意味で、書面をもって行う対応をお願いしたい。

(協議会の開催について)

- ・ 次回の予定は1月であるが、協議会員に1月前から日程調整をお願いすることは可能である。

- 議長は、これらの意見を取りまとめ、協議会の運営方法は、次のとおり取扱うことになった。

(代理出席の取扱いについて)

- ・ 協議会員は、何らかの支障があって出席ができない場合は、自己の責任において代理人を選任し、協議会の出席を認める。
- ・ 代理人を出席させる場合は、当該協議会員は、会議の2日前までに、相手方の全員の協議会員に、代理人の氏名を書面で連絡すること。
- ・ 代理出席の連絡は協議会の窓口に行い、窓口から双方の各協議会員に通知すること。連絡方法は、本人の確認ができるのであれば、ファックスでもよい。

(議題の提出方法について)

- ・ 開催の10日前までに、相手方に書面により、窓口を通じて協議会員全員に通知する。

(協議会員に異動があった場合の取扱いについて)

- ・ 協議会員に異動があった場合は、あらかじめ会長に報告した上で、相手方に通知する。

(議事録について)

- ・ 庶務を担当する県において、協議会における協議の要旨を議事録として作成する。
- ・ 議事録署名人については、会長又は会長代理と会長が指名する当事者双方の2名が確認して署名する。
- ・ 議事録は、非開示情報以外は全て開示する。
- ・ 議事録は、議論の過程と結果について、要旨を記載し、公開する。ただし、非開示情報については公表しない。
- ・ その他、議事資料についてもできるだけ公開する。

(協議会の窓口について)

- ・ 豊島側は、長坂三治氏、香川県側は廃棄物対策課資源化・処理事業推進室副主幹(兼)係長の植村明氏が担当する。

(協議会の開催について)

- ・ 会長が招集する場合と協議会員からの要請で招集する場合があり、開催の都度、招集を行うこととする。

- ・ 開催については、1か月前から日程を調整し、協議会員に通知する。

(2) 暫定的な環境保全措置の進め方について

- 香川県から、暫定的な環境保全措置の概要について、次のとおり説明があった。
 - ・ 暫定的な環境保全措置の概要は、資料4のとおりである。
 - ・ 1つは西海岸、南斜面、南側飛び地について、赤く塗ってある部分について、中央部分に廃棄物を移動させることにより、有害物質の海域への漏出抑制を図る。
 - ・ 2点目には、北海岸における有害物質の漏出抑制のため、外周の雨水の排除工と処分地内における表面遮水工、雨水排除工を行うこととしている。
 - ・ 北海岸沿いに鉛直遮水壁工を計画しており、揚水施設、浸透トレーニングなどの工事を行う予定である。北海岸の土壌堤の保全も行う。
 - ・ 現在、実施設計の発注に向けて、最終的な詰めを行っており、今後、北海岸の遮水壁の早期発注に向けまして、鋭意検討を行っている。
 - ・ 7月26日の技術委員会暫定措置分科会において、豊島住民の方から、工事期間中の見学者への対応についての要望があり、当日、実施設計の中で検討させていただきたいとの回答をしたところであるが、具体的な形での要望があれば、お伺いする。工事期間中の安全性の確保が第一と考えており、さらには円滑な工事の実施が大事であるとの基本認識を持っているので、御理解いただきたい。
- 豊島の協議会員から、見学者への対応について、次のような意見、質問等があった。
 - ・ 見学者への対応について、次回の協議会は1月であり、予定どおりであれば、それ以前に着工されていることとなる。見学者が多いというのが現状である。これまで、年間3,000人から4,000人であったが、調停成立後、増えている。香川県内の学校からの視察も増えており、中学生では学年単位で1回につき200名近い規模で入ることもある。見学者への対応については、住民だけでは受け止められないということと、管理上の問題を踏まえて検討しなければならない。
 - ・ 実施設計の中で検討していくことであるが、ソフト面も含めて検討してはどうか、ということが、先の技術委員会暫定措置分科会の結果である。これから実際に工事が始まれば、香川県に窓口をお願いすることも考えている。今、この場で、その基本的なルールを決めておく必要があるのではないか。
 - ・ 見学者への対応について、実際に実施設計に反映させることができる時期が来れば、県側から連絡していただき、図面上に落とす作業を行うという理解でよいか。
 - ・ 手順としては、段階を踏んでということであるが、現状では9月、10月、11月の視察の申し込みがどんどん入っている状況である。見学者のために1~3人が常駐体制で対応しているのが現状であり、手がいっぱいである。事業の進捗によって、見学の申し込みを途中で止められない状況であること、飛び入りでも見せてほしいという申し込みの実態がある。
 - ・ 見学者のために10平方メートル程度の穴を掘っているが、廃棄物を掘削、移動するときは、相当にガスが出る心配がある。事業場の中に入って大丈夫なのか、どうなのかということについて、お伺いしたい。
- 上記の意見、質問等について、香川県の協議会員から、次のような回答があった。
 - ・ 見学者の対応については、窓口が先ほど決まったので、県側への連絡窓口である長坂氏に連絡し、どう進めるのかをお知らせいただきたい。今、この場で具体的な取り決めをすることは、なかなか難しい。折角、ここで窓口が決まったので、県側も、あ

る程度作業が進んだ段階で、窓口の方へ御連絡する、そちらの方も作業の進行状況について、窓口の方に連絡していただき、対応することとしたい。案の段階で、御検討いただける機会を持つということになるかと思う。

- ・ 見学者への対応については、前回の技術委員会暫定措置分科会において、今後の実施設計の中で対応していくという説明をしたところである。実施設計では、工事区域の設定が行われるが、工事の円滑な進捗と工事の実施に伴う安全性の確保が非常に重要になる。工事に着手すると、飛び地も含めて、重機を使った工事が行われることとなり、なによりも安全性の確保が非常に重要である。

従って、実施設計における工事区域の設定の中で、どのような見学ルートの設定ができるか、見学者への対応がいつの段階から、どの地点で可能になるのか、などについて、窓口の方にお示ししたいと考えている。

今後の計画を進める中で、住民の方々が、これまでどのように見学者への対応を行ってきたのか、などについては、県の方では十分な情報を持っていないので、ソフト面も含めて情報をいただき、協議を行ってまいりたい。

○ 会長代理から、次のような意見があった。

- ・ 現状の状態で見学している方々については、豊島の方々が、どこがどのように悪いのか、穴を掘った所をどのように見学させるのかをよく心得られているので、10月頃までに見学する人については、今までのルートでよいが、実際に工事が始まると、心配されているような問題が出てくる。第2次の技術検討委員会でも、掘削方法については、様々な検討を行ったところである。技術委員会において、作業員の安全性、見学者の安全性、地域の人たちへの影響の3段階に分けて、検討したいと思う。
- ・ コアサンプルであるが、現在、展示されているコアサンプルでは、見学者に対して廃棄物の現状を十分に伝えられるとは思っていない。今後、見学者に対しては、工事中の現状は見せられるとしても、実際に工事に始まる前の状況を、どのように見せたらよいのか、ということについて、県の方でも考えていただきたい。また、豊島の方にも、その方法について考えていただきたい。廃棄物の博物館というのは、話が大きすぎるが、少なくとも見学者に対しては、廃棄物の現状が理解できるような展示方法を考える必要があると思っている。

○ 豊島の協議会員から、コアサンプルの採取について、次のような意見があった。

- ・ 現場の建屋に、平成6年のコアサンプルを展示している。岡山で保存されていたものであるが、保存状態が悪く、現状を捉えたものではないと考えている。廃棄物が完全撤去された後でも、このような事実があったが、英知を結集して解決したと言えるように、コアサンプルを残し、負の遺産として、例えば広島の原爆ドームのように、産業廃棄物の不法投棄の実態を、次代に語り継いでいけるようにしたいと考えている。
- ・ 先日、ボーリングコアで残す場合は、直径がどの程度取れるのか、ということについて、調査したところ、200ミリの実績があるとのことであった。現在、200ミリのボーリングコアでどの程度のコストになるのか、さらに調査しているところである。コアを残す場合は、取り方の問題、また、50度以上温度があるということは、微生物が活発に活動しているということになるので、それをいかにして殺して、永久保存に耐えられるものにするのか、ということについて、技術的な検討を含めて、調査しており、技術委員会での報告も考えている。県との協議を通じて、最善策を検討していきたいと考えている。

- 議長は、これらの意見を、次のとおり取りまとめた。
 - ・ 香川県で、これらの点を踏まえて検討されるようお願いしたい。
 - ・ 見学者対応については、技術面、安全性の確保、ソフト面など様々な面での検討が必要である。見学者の数が増えているという実状を踏まえて、窓口を通じて早急に事務レベルでの対応をお願いしたい。

(3) その他

- ① 香川県の協議会員から、次のとおり報告、提案があった。
 - 本日の会議の非公開について、報道機関に説明し、御了承をいただいた。
 - 幹事社から要請があり、終了後に、会長、会長代理、県、豊島の方々に記者会見をお願いしたいとの依頼があったので、協議会員に御相談申し上げたい。
 - 技術委員会では、会議の最後に、資料及び議事録の公開、非公開について、取扱いを協議しているところであるが、協議会での取扱いをお諮りしたい。
 - 記者会見の方法について、県の方は、庶務を担当するとなっているので、庶務の立場から、今日の会議の概要を発表する、豊島の方々は、発表するがあれば、適宜、補足等について、お考えいただくということでどうか。
- ② 議長から、次のような意見があった。
 - 挨拶の中で、本協議会の性格、抱負など、全ての考え方を、はつきりと申し上げたところであり、本日の会議結果については、双方で記者会見していただければ、と思う。
- ③ 豊島の協議会員から、次のような意見があった。
 - 協議会の最後に、資料及び議事録の公開、非公開の取扱いを協議することは、どちらでも結構である。
- ④ この後、豊島の協議会員から、次のような意見があった。
 - 今は修正されているが、中間処理施設の技術要件が、「施設稼動時に当たっては、関係者の同意を得た上で、プラスチック系廃棄物等の処理を併せて行う計画である。」となっていた。最終合意では、処理期間中は、原則として豊島廃棄物以外のものは処理しないこと、例外として直島町の一般廃棄物は処理できるとなっている。我々と関係のないところで、他に処理する廃棄物の名前が出ており、やめていただきたいと思う。
中間処理分科会に出席した技術委員会の委員には、その場で伝え、御確認いただいたが、本日は、協議会であり、香川県に対して申し入れしたい。
 - この事業は、豊島廃棄物等を処理するものであり、他の廃棄物を処理する計画が出てくるのはおかしいのではないか、何を考えているのか、よく分からなままに、様々な所で様々な話が出てくる状況があるということを申し上げたい。
 - 設計段階に来ており、不確定な物を入れて設計することは難しい。将来的に計画があるかも知れないとの想定のもとに、設計しようとしているのではないか。大きな炉を発注して、豊島廃棄物等以外の廃棄物を外から持ってきて、受け入れたいので、後から同意してほしい、ということにならないのか。
 - 有価物や助燃材という言葉は、昭和59年6月の有価物議論を思い出す。当時のこと思い出して、平成12年までかかったことを念頭に、まず、信頼に値することを行ってほしいと思う。
 - 暫定的な環境保全措置の進め方について、豊島住民に対して説明会を開催していただきたい。

⑤ 上記の意見について、香川県の協議会員から、次のような回答があった。

- プラスチック系廃棄物については、調停条項の中では、豊島廃棄物以外で処理できる対象物として、一つは直島町の一般廃棄物、それと豊島廃棄物処理協議会において処理することに合意したものとなっている。
- 6月29日の技術委員会では、中間処理施設の技術要件の確定の中で、燃料代替物としてもう少し例示的に示した方が、よりメーカーとして反映させやすいのではないかとの議論があり、具体的に燃料代替物として可能性のあるプラスチック系廃棄物を例示として加えたものである。中間処理分科会における議論の中で、今の段階では、その処理対象物を特定することは難しいとの意見があり、調停条項の内容に沿った記述に変更している。
- 現在、中間処理施設を発注する段階に差しかかっており、具体的な技術要件については、技術委員会の中で議論いただいている。処理対象物については、調停条項において認められている3つの項目、基本的には豊島廃棄物等、その次に直島町の一般廃棄物、その次に協議会において処理することに合意が成立した物となっている。

第1回の技術委員会で溶融炉の技術要件として、この条項に沿った表現で提案させていただいたが、技術委員会の中で、これでは中身が分からぬのではないか、もう少し具体的に表示をするべきではないか、との意見があり、応札されるメーカーの方で承知をいただきたい、という趣旨で前回の中間処理分科会において、プラスチック系廃棄物を、お示しさせていただいたものである。

これは、あくまで技術要件の中で、注意事項として提案したものであり、現段階で炉の発注に当たっての一つの条件としてお示ししただけのものである。

基本的には、この協議会や直島町の皆様の合意がないと、豊島廃棄物等以外の廃棄物の処理はできない。

従って、県として何か具体的な計画があるのではないか、との御質問であるが、知事の定例記者会見にもあったとおり、技術要件として具体的に例示をする場合は、燃料となる代替物が廃棄物なのか、有価物なのか、物は何かなど、具体的に特定し、技術的に検討することが必要となり、さらには、技術データを収集し、データを踏まえてこの協議会で御理解をいただき、直島町の皆様に御理解いただくことが必要である。

プラスチック系廃棄物の処理を行うのか、行わないのかではなく、あくまでも、溶融炉を発注するに当たり、この項目は留意してほしい、ということで提案したものである点を御理解願いたい。基本的に、豊島廃棄物等をお約束した期間で処理することを前提条件にしているので、これを前提に、お考えいただければ、と思う。

- 住民説明会については、開催してほしい旨の意見があったということを、承っておく。

⑥ 会長代理から、次のような意見があった。

- 最終合意文の中には、豊島廃棄物処理協議会において本件廃棄物と併せて処理することで合意が成立したものという条項がある。プラスチックを燃やすとすれば、この協議会で合意しなければならないのではないかと思う。
- 結局、豊島の廃棄物等を燃やすためには、様々な助燃材を入れなければならない、技術的な問題として、技術委員会で出てきたものと思っている。必ずしも、他の物、例えば、他県から様々な廃棄物を持ってくるという問題とはならないのではないか。

⑦ この後、豊島の協議会員から、次のような提案があった。

- 次回の開催は、これから半年後になるので、議題の一つとして、双方が、この半年に

取り組んだことを、要約し、報告し合うことを提案する。県側からは、この半年に取り組んだことをもとに、これから課題を報告していただき、住民側からも見学者の数や取り組みの状況について報告することで、相互理解が深まるのではないかと考える。

⑧ 上記の提案について、香川県の協議会員から、次のような回答があった。

- 協議会での議論を深め、より成果を挙げるために、お互いに報告し合うという提案は有益かと思う。報告に基づいて、お互いが了解し合った上で、協議を進めていくことは、大事であり、準備をしてまいりたい。

⑨ 議長から、次のような発言があった。

- 協議会では、その都度、情報交換がなければ、議論にならない。技術委員会には出ていないので、逐一、お聞かせいただきたい。経過の報告は、是非、お願いしたい。

⑩ 会議資料と議事録の取扱いについて、議長が協議会員に諮ったところ、次のとおりとなつた。

- 資料の1、2及び4については、公開しても差し支えないが、資料3の用地境界図については、今後の事業の執行に支障を生ずるおそれがあるので、非公開とし、関係者限りの配布にする。
- また、議事録については、個人情報が識別される事項などの非公開に該当する部分を除き、公開する。

⑪ 協議会の最後に、議長から次のような発言があった。

- 今回は、後のスケジュールがあり、記者会見をすることができないが、次回以降は、原則として記者会見に臨む。
- 時間も超過したが、本日の会議は、活発な御議論をいただき、また、忌憚のない御意見があり、非常に有益であったと思う。
- 本協議会の名称は豊島廃棄物処理協議会であり、協議会の目的は、本事業の実施のため協議することであり、当然に事業の実施が協議対象となる。
- 先のことになるかも知れないが、豊島の環境再生の具体的なイメージを是非とも示していただきたい、夢を与えていただきたいと思う。廃棄物の処理と豊島の再生の具体的なイメージは、密接に関連していると考えており、環境再生と創造のためのイメージづくりを早急に御検討いただきたいと思う。これは、豊島の方々が中心となって考えるべきことであり、一般にアピールする大きな材料になると、私は思っている。具体的なイメージを考えながら、処理を考えしていくことを私は考えているので、是非、お願いしたいと思う。
- 本日の第1回豊島廃棄物処理協議会は、これをもって終了する。